

家畜市場通信

令和6年4月

牛飼養者の皆様へ

定期報告の提出を忘れていませんか？
牛を飼養している方は、2月1日現在の
飼養頭数等を、速やかにご提出ください。

必ず報告をお願いします。

期限



令和6年4月15日

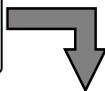


提出
窓口



- ① 家畜保健衛生所(持参、郵送、FAX)
- ② 市町、JA、NOSAI(持参)
- ③ 家畜市場(子牛)の相談窓口(持参)

提出物



◆様式A「定期報告書」：変更がなくても必ず提出

氏名、住所、頭数、飼養衛生管理基準チェック表

◆様式B「添付書類」：畜舎を新設した等、以前の報告
と変更がある場合には提出

畜舎図面、消毒設備・埋却候補地等

岩手県中央家畜保健衛生所

Tel:019-688-4111

岩手県県南家畜保健衛生所

Tel:0197-23-3531

岩手県県北家畜保健衛生所

Tel:0195-49-3006

【お知らせ・お願い】

「個人情報の取扱いに係る同意」をお願いします！

- 定期報告書については、次回（令和7年2月分）以降、インターネットにより作成・提出できるよう、国がシステムを開発しました。
- システムの稼働に向けて、県が定期報告書の記載内容を取り扱うために、定期報告書の報告者から「個人情報の取扱いに係る同意」をいただく必要があります。
- 同意の方法については、以下を参考に願います。

【県南家保管轄地域の飼養者の方】

- 同意書の様式は、当所の提出窓口やホームページから入手できますので、内容を確認いただき、必要事項（年月日、農場名）を記入の上、定期報告書とともに提出窓口へ提出いただくようお願いいたします。

【中央及び県北家保管轄地域の飼養者の方】

- 配布された定期報告書の1枚目に同意欄があります（下図参照）。そちらにチェックをして、提出をお願いします。

＜該当部分拡大＞

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

別紙「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

1. 基本情報

すでに牛の飼養をやめた場合も家畜保健衛生所までご一報ください。定期報告書の提出は、家畜伝染病予防法に基づく牛飼養者の義務ですのでご協力をお願いします。